

御坊市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業者募集要項

御坊市（以下「本市」という。）は、現在建設している御坊市新庁舎2階フロア窓口における来庁者の混雑緩和、待ち時間の快適化等の市民サービス向上、広告事業による本市の新たな歳入確保及び来庁者への行政情報提供を行うため、広告付き窓口番号案内システムを設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集する。

1. 概要

- (1) 設置事業者は、御坊市新庁舎の市民課・国保年金課の待合に、広告付き窓口番号案内システムを設置し、行政情報・企業広告等を放映する。
- (2) 広告付き窓口番号案内システムについては、設置事業者による無償提供とする。
- (3) 事業の実施に係る一切の費用（機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、その他全ての費用）については、設置事業者の負担とし、本市の費用負担がないことを前提とする。
- (4) 広告主から徴収される広告料は設置事業者の収入とする。

2. 目的

- (1) 市民課・国保年金課窓口の利用環境の向上
- (2) 市民課・国保年金課窓口及び待合ロビーの混雑緩和、待ち時間の快適化
- (3) 来庁者への行政情報や地域情報などの各種情報の提供
- (4) 番号案内表示機等の設置・運用費用の削減

3. 設置場所

御坊市新庁舎2階 市民課・国保年金課 待合

4. 事業実施期間

運用開始日から5年間とする。

※新庁舎は令和5年10月に竣工、令和6年1月に供用開始を予定している。

5. 運用

設置事業者は、定期的に設置機器のメンテナンス（放映状況の確認、清掃等）を実施するとともに、故障、事故、災害時等の対応体制を整え、本市からの問い合わせに対して速やかに対応すること。

6. 費用

- (1) 設置等に係る費用又は運用に係る費用、定期保守に係る費用、事故等に係る費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときの、移設または増設に伴う費用は設置事業者の負担とする。

- (3) 広告主の募集、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新等に要する費用は、設置事業者の負担とする。
- (4) 広告モニター設置に係る行政財産使用料（年額780円以上で事業者の提案に基づき定める額とする。）及び広告モニターの電気料金（実費相当分）については、設置事業者の負担とし、本市が指定する期日までに本市へ納入すること。
- (5) 止むを得ない理由により本市の費用負担を必要とする場合は、企画提案書にその内容を明記すること。

7. 応募者資格

(1) 基本的要件

- ア 自ら広告主の募集及び放映する広告並びに行政情報を制作することができ、事業を円滑に運用できる事業者であること。
- イ 広告モニター等の設置に伴う作業において、電気工事、モニター等取付工事、工事終了後の維持管理、事業終了時の撤去までの作業が自社一貫体制であること。
- ウ 企画提案書の内容が、別に定める仕様書に合致していること。
- エ 本市と円滑な運用ができるよう、和歌山県もしくは隣接する府・県に本社もしくは社員が常駐する支社及び営業所を有し、かつ概ね3時間以内に設置場所に到着が可能であり、障害が起こった際には代替措置を含む十分なサポートが可能な事業者であること。
- オ 故障、事故、災害等、緊急時に対応が可能なコールセンター等を設けていること。
- カ 放映する広告について、広告内容を審査できる体制が整えられていること。
- キ 平成30年4月1日以降に国又は地方公共団体又はこれらに準ずる団体の発注した広告付き窓口番号案内システム設置業務及び運用の実績（実施中のものも含む。）を有していること。

8. 資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- イ 法人税及び消費税（地方消費税を含む）を滞納している者。
- ウ 御坊市内に事務所、事業所等を有する者にあつては市税を滞納している者。
- エ 会社更生法又は民事再生法による更生又は再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- オ 御坊市の入札において指名停止等の措置を受けている者。
- カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者。

9. スケジュール

ア 公募開始	令和5年4月10日（月）
イ 質問書の受付期限	令和5年4月19日（水）午後5時まで
ウ 質問書に対する回答	令和5年4月24日（月）（見込み）
エ 参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和5年5月10日（水）午後5時まで
オ 選定結果通知	令和5年5月19日（金）（見込み）
カ 契約（協定）締結	令和5年5月下旬（見込み）
キ 運用開始	令和6年1月4日（見込み）

※応募者数により、スケジュールが変更となる場合がある。

※審査は原則書類審査のみとするが、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

（1）質問及び回答

本プロポーザルに関する質問については、次のとおり受付及び回答を行う。

ア 質問書の受付期限

令和5年4月19日（水）午後5時（必着）

イ 質問書の受付方法

御坊市役所総務部財政課に、E-MAILにより質問書を添付し、送信すること。

E-MAIL： zaisei@city.gobo.lg.jp

ウ 質問書に対する回答方法

回答書は、令和5年4月24日（月）までに質問者及び回答日において応募申込書を提出している者全てに対し、E-MAILにより回答するとともに、御坊市ホームページに掲載する。

エ 注意事項

質問の受付はE-MAILで行い、原則、電話・口頭等による質問には応じない。

なお、質問の回答書の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなすことができる。

（2）参加申込書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに応募を希望される事業者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、資格審査により不合格と判断された場合は、本プロポーザルへの参加資格がないものとする。

ア 提出期限

令和5年5月10日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所及び方法

御坊市役所総務部財政課に、応募申込書を持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は未着・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず本市は責任を負わない。

ウ 必要な書類

	提出書類	提出数
参加申込関係	① 参加申込書（様式2）	各1部
	② 法人の登記事項証明書（現在事項証明書） ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。	
	③ 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書 ※直近の事業年度分	
	④ 国税の納税証明書 ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。	
	⑤ 主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの） ※3か月以内に発行されたもの。写しで可。	
	⑥ 平成30年4月1日以降に国又は地方公共団体又はこれらに準ずる団体の発注した広告付き窓口番号案内システム設置業務及び運用の実績（実施中のものも含む。）の証拠となる契約書又は協定書の写し（1団体分だけで可。）	
	⑦ 会社の概要がわかるパンフレット等	
	⑧ 広告掲載基準がわかる書類	
企画提案書関係	⑨ 同種業務実績調書（様式3）	7部
	⑩ 施設使用料及び電気代納付額 提案調書（様式4）	
	⑪ 機器設置数 提案調書（様式5）	
	⑫ 企画提案書 ※下記（5）を参照	
	⑬ 上記⑨～⑫の電子データ（PDF）を保存したCD-R	1枚

(3) 企画提案書の記載事項

ア 内容

書式は自由とするが、用紙はA4サイズで30ページ以内（両面印刷の場合は15枚以内）とし、文字サイズは10pt以上（図中の文字はこの限りではない。）とすること。また、用紙の長辺にパンチ穴を開けられる余白を設けること。

企画提案書に記載する主な記載事項は次のとおりとする。

- ① システム機器等の仕様
- ② 設置する広告モニター機器等の仕様
- ③ 行政情報の制作・放映方法・構成
- ④ 広告内容の審査体制
- ⑤ 機器の設置、故障、問い合わせ等への対応体制
- ⑥ その他、提案の独創性など

イ その他

- ① 提出後の企画提案等の内容の修正、変更等は認めない。また、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

- ②別添「御坊市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度協議すること。
- ③提出された書類は返却しないものとする。
- ④応募申込書及び企画提案書の内容は原則非公開とするが、御坊市情報公開条例（平成12年条例第29号）に基づき公開する場合がある。

（4）審査及び通知

- ア 審査は提出された書類に基づき、業務実績、提案内容等を総合的に評価し、最優秀者と次点候補者を選定する。なお、提案内容の確認のため、ヒアリングを依頼する場合がある。
- イ 審査結果は全ての参加者に対して、電子メールと文書で通知する。ただし、最優秀者以外の参加者名は公表しない。
- ウ 審査は、御坊市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業者選定委員会が、御坊市新庁舎広告付き窓口番号案内システム設置業者評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき行う。
- エ 評価基準に基づく総得点が高点の場合は、施設使用料の提案価格が高い者を高順位とし、それも同じ場合は選定委員会が順位を決定する。
- オ 最優秀者との契約（協定）が不調となった場合は、次点候補者と契約交渉を行う。

10. 事務局

〒644-8686 和歌山県御坊市菌 350 番地

御坊市 総務部 財政課 （御坊市役所 3 階） 担当：石橋、中村

電話：0738-23-5533 FAX：0738-23-5731

E-MAIL： zaisei@city.gobo.lg.jp